

立川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月15日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第436条第1項の規定による。

立川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

立川市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年立川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(書記)</p> <p>第3条 委員会に書記を置く。 2及び3 ……略……</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 ……略…… 2及び3 ……略……</p> <p>4 ……略…… 5 ……略……</p> <p>(審査申出書の受理及び却下)</p> <p>第5条 ……略……</p> <p>2 委員会は、<u>前項に規定する調査の結果</u>、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、適法な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。</p> <p>3 委員会は、<u>第1項に規定する調査の結果</u>、審査申出書の記載事項に欠陥がある場合においては、5日以内の期限を定めて、審査申出人にその欠陥を補正させなければならない。</p> <p>4 ……略……</p>	<p>(書記)</p> <p>第3条 委員会に書記<u>3人</u>を置く。 2及び3 ……略……</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 ……略…… 2及び3 ……略……</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> ……略…… <u>6</u> ……略……</p> <p>(審査申出書の受理及び却下)</p> <p>第5条 ……略……</p> <p>2 委員会は、<u>前項の調査の結果</u>、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、適法な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。</p> <p>3 委員会は、<u>第1項の調査の結果</u>、審査申出書の記載事項に欠陥がある場合においては、5日以内の期限を定めて、審査申出人にその欠陥を補正させなければならない。</p> <p>4 ……略……</p>

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第9条の2 ……略……

2 書記は、前項の規定による意見陳述について調書を作成しなければならない。

3 前項に規定する調書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

(4) ……略……

(口頭審理)

第10条 ……略……

2～4 ……略……

5 前項に規定する口述書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(3) ……略……

6及び7 ……略……

8 前項に規定する調書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

(6) ……略……

(実地調査)

第11条 ……略……

2 前項に規定する調書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(3) ……略……

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第9条の2 ……略……

2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。

3 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)及び(2) ……略……

(3) ……略……

(口頭審理)

第10条 ……略……

2～4 ……略……

5 前項の口述書には次の各号に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(3) ……略……

6及び7 ……略……

8 前項の調書には次の各号に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(4) ……略……

(5) ……略……

(実地調査)

第11条 ……略……

2 前項の調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)～(3) ……略……

<p>(4) <u>調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p> <p>(5) ……略……</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 ……略……</p> <p>2 <u>前項に規定する調書</u>には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) <u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名</u></p> <p>(5) ……略……</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第13条 ……略……</p> <p>2 法第433条第12項の<u>規定による通知</u>は、審査申出人に対しては<u>前項に規定する決定書の正本</u>をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。</p>	<p>(4) ……略……</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 ……略……</p> <p>2 <u>前項の調書</u>には、次の各号に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) ……略……</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第13条 ……略……</p> <p>2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては<u>前項の決定書の正本</u>をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。